平成２３年（フ）第１８６号
福岡市東区八田２丁目23番１―201号
債務者　林　百合子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１８号
福岡県福津市福間南１丁目19番17号貴船荘６号
債務者　中野　時男
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５３号
福岡県糟屋郡志免町別府北２丁目３番１―108号
債務者　福田　裕太
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６０号
福岡市博多区新和町１丁目２番１―604号
債務者　水田　富子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６４号
福岡市東区唐原４丁目２番16号ハナブサコーポレーション107号、住民票上の住所福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番５―401号
債務者　上谷　竜史
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７７号
福岡市南区大平寺１丁目26番14号
債務者　鍋田　勝廣
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７８号
福岡市南区大平寺１丁目26番14号
債務者　鍋田　利勝
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３０３号
福岡県福津市中央６丁目６番15号菊池アパート
債務者　杉光　純子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１０号
福岡市南区弥永団地62番502号
債務者　水田　好則
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３４１号
福岡市南区塩原１丁目17番15―303号
債務者　勝野　貴子（旧姓飯田・竹之内）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３５１号
福岡県朝倉郡東峰村大字小石原708番地13
債務者　阿志賀十喜幸
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３５５号
福岡市早良区四箇１丁目20番２―104号
債務者　梅本　映美（旧姓板谷）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３６４号
福岡市東区唐原４丁目11番16号
債務者　川崎　　純
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３７３号
福岡市東区香椎３丁目20番２―104号
債務者　比嘉　宏子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３８１号
福岡市中央区警固１丁目15番34―301号
債務者　惠本久美子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３８５号
福岡県筑紫野市針摺西２丁目８番11―301号
債務者　森　由紀子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３８９号
福岡市東区青葉２丁目14番７―205号
債務者　梅原喜代美（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３９７号
福岡市博多区住吉４丁目30番９号
債務者　尾前　和美
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部